リバーサイドのぞみ病院 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導 運営規程概要

(事業目的)

第1条 医療法人リバーサイドが開設するリバーサイドのぞみ病院(以下「事業所」という。)が行う指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導(以下「居宅療養管理指導等」という。)の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の医師等は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した 日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、その心身の状況、置かれて いる環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向 上を図る。
- 2 事業所の医師等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来 るよう、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それ らを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって 生活機能の維持または向上を目指す。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、 円滑なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 介護保険法令に基づき徳島県知事から指定を受けている事業所名称等

事業所の名称 リバーサイドのぞみ病院 居宅療養管理指導事業部

所 在 地 徳島県徳島市中徳島町2丁目97-1

電 話 番 号 088-611-1701

FAX番 号 088-611-1702

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。
 - (1)管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び居宅療養管理指導等の利用の申込みに係る調整その他の管理を一元的に行なう。

(2) 医 師 1名以上

医師は、居宅療養管理指導等の提供に当たる。

(3)薬剤師 1名以上

薬剤師は、医師の指示に基づいた居宅療養管理指導等の提供に当たる。

(4) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、医師の指示に基づいた居宅療養管理指導等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。
- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。但し、薬剤師は土・日・祝を休みとする。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。なお、電話などにより常時連絡が可能な体制をとる。

(居宅療養管理指導等の種類)

- 第6条 居宅療養管理指導等の種類は、次の通りとする。
 - (1) 医師の行う居宅療養管理指導等
 - (2) 薬剤師の行う居宅療養管理指導等
 - (3) 管理栄養士の行う居宅療養管理指導等

(居宅療養管理指導等の利用料及びその他費用の額)

- 第7条 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、 当該指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、3割の額とす る。
- 2 交通費については介護保険法における訪問では無料とする。
- 3 規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、 当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 4 利用料

介護保険制度の規定により、以下の通り定められている。算定基準が改定された場合、改定後の最新 の利用料を適用日より算定する。

(1) 医師の場合

① 単一建物居住者が1人の場合	299単位
② 単一建物居住者が2~9人の場合	287単位
③ 単一建物居住者が10人以上の場合	260単位

(2)薬剤師の場合

① 単一建物居住者が1人の場合	5 6 6 単位
② 単一建物居住者が2~9人の場合	4 1 7 単位
③ 単一建物居住者が10人以上の場合	380単位

(3) 管理栄養士の場合

1	単一建物居住者が1人の場合	5 4 5 単位
2	単一建物居住者が2~9人の場合	487単位
(3)	単一建物居住者が10人以上の場合	4 4 4 単位

(涌常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、徳島市、鳴門市、板野郡の地域とする。

(虐待防止に関する事項)

- 第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に 周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4)(1)~(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

- 第10条 事業所は、従業者の資質の向上を図るため、次の通り研修機会を設けるものとし、また業務 体制の整備を行うものとする。
- (1)採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 利用者には原則として身体拘束を行なわない。ただし、生命又は身体を保護する為緊急やむを得ず 拘束を行なうことがある。この場合にはその態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得 ない理由など必要な事を記載することとする。
- 5 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、医療法人リバーサイドと事業所の管理者との協議により定めるものとする。

6 苦情申立窓口

ご利用者相談窓口 平日(土・日曜日、祝祭日を除く)午前9時~午後6時

電話番号 088-611-1701

担当者 佐々木 尚子

徳 島 市 介 護 保 険 課 電話番号 088-621-5586

国民健康保険団体連合会 平日(土・日曜日、祝祭日を除く)

電話番号 088-666-0111

7 緊急時及び事故発生時対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い対応します。また、緊急連絡先に連絡いたします。

協力医療機関 リバーサイドのぞみ病院

院 長 名 佐々木 奉文

所 在 地 徳島市中徳島町2丁目97-1

電 話 番 号 088-611-1701

附則

この規程は、令和7年2月5日から施行する。